

令和 2 年度 事業計画

1 目 標

- 「思いやりと温もりのある社会福祉の町づくり」
- 「自立と連帯で支え合い・助け合う地域づくり」
- 「親子三世代の絆で安心して暮らせる町づくり」

2 基本方針

少子高齢化が進行する中、人間関係の希薄化等を背景に、家族や地域を取り巻く環境も多様化・深刻化し、生活困窮や社会的孤立、子どもの虐待等社会的に問題となっており、また、近年、地震や台風、豪雨等自然災害が多発しており、予期し得ない災害に見舞われています。

平成 29 年度からケアハウス及びデイサービスセンターの 2 施設が「みやざき安心セーフティネット事業」に参加し、生活困窮者への自立に向けた支援を行っております。行政及び民生委員児童委員と連携し、生活困窮者等への支援に向けて取り組んでまいります。

また、災害時を想定して、災害ボランティアセンターの設置・運営の研修を行ってまいります。

介護予防事業においては、平成 29 年度から高年者研修センターにおけるミニデイサービス事業「みんなの楽校リアン」、昨年 4 月から専門職による短期集中予防サービス事業「ミラクルジム」を開設しており、その充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、児童館及び児童クラブ事業を通じて、行政や学校、民生委員児童委員等との連携を図り、児童福祉の推進に努めてまいります。

団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年が 5 年先と目前に迫っており、今後、地域福祉を推進する立場にある社会福祉協議会の果たす役割は、ますます重要になってくると思われまますので、組織体制を見直し、高齢者の生活支援に向けた取組の充実強化を図ってまいります。そのため高齢者生活支援指導員、福祉相談員を配置するとともに、中間管理職の役職を設け、組織体制の充実強化を図り、福祉サービスの向上及び人財の育成に努めてまいります。

3 重点事項

(1) 地域福祉の積極的推進

- ① 民生委員児童委員との連携強化による福祉ニーズの把握と福祉活動
- ② ふれあいイキイキサロン事業（お達者クラブ）の推進
- ③ 高年者研修センター及び外出支援バス運営の充実
- ④ 生活困窮者等に対する相談支援事業の充実
- ⑤ 日常生活自立支援事業の推進（認知症高齢者、知的・精神障がい者等への書類預かり等生活支援サービス）
- ⑥ 社会福祉大会及び広報活動の推進
- ⑦ 社会福祉団体や関係機関との連携による支援
- ⑧ 高齢者生活支援指導員及び福祉相談員の設置（新設）

(2) 在宅福祉の充実

- ①介護機器の短期貸出しによる在宅介護支援の充実
- ②ケアハウスうるおいの里管理運営の充実（快適な居住環境の提供）
- ③デイサービス事業運営の充実
 - ア 通所介護事業
 - イ 介護予防・生活支援事業
 - ・総合事業
 - ・短期集中予防サービス事業「ミラクルジム」の運営
 - ウ 自立総合支援事業（ミニデイサービス「みんなの楽校リアン」運営）
- ④訪問給食（配食サービス）事業運営の充実

(3) 福祉団体への活動支援

- ①高年者クラブ組織体制の強化に向けた支援
- ②赤十字奉仕団及び遺族会への支援
- ③障がい者団体、その他地域における福祉活動団体への支援

(4) 児童福祉の推進

- ①行政、学校、保育所、民生委員児童委員等との連携による児童の健全育成と支援
- ②児童館及び放課後児童健全育成事業管理運営による児童福祉の支援

(5) 各種募金活動等の積極的な推進と福祉活動への財源確保

- ①赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の推進
- ②赤十字会員の拡大等による会費の確保
- ③社会福祉協議会一般会員・特別会員の拡大による会員費の確保
- ④共同募金による生活困窮者等に対する緊急時支援用食糧備蓄

(6) ボランティア活動の育成

- ①助け合い支え合う地域社会を目指したボランティアセンター活動事業の積極的な推進
- ②高齢者の介護予防・認知症予防への支援（高年者クラブシルバーボランティア、お達者クラブサロンサポーター等の育成支援）
- ③災害ボランティアセンターの設置・運営の研修

(7) 医療・保健・介護・福祉の連携活動

- ①医療・保健・介護・福祉機関等との連携による福祉活動
- ②地域包括ケアシステム構築（共生社会への参画・協働）

(8) 適正な法人経営の運営及び組織体制の充実強化

- ①効率的な事務処理と財源の適正な管理執行
- ②福祉人財の育成のための資格取得の支援
- ③福祉人財の確保による福祉サービスの向上
- ④中間管理職の配置（新設）